

# ひょうごの福祉

認め合い ともにつながり 支え合う みんなでつくる ひょうごの福祉

## P2 特集

### 障害者差別解消法が私たちに問うもの ～認め合い、支え合う「共生社会」に向けて～

P6 「ストップ・ザ・無縁社会」広がれ! 全県キャンペーン

P7 あなたのまちの社協ナビ

姫路市社協

住民と共に進める人と人との「縁」づくり  
～社協が進める支部活動～

P8 みんなでつくるひょうごの福祉

認知症の人や家族だけでなく、  
さまざまな人が交流を楽しむ場  
～コミュニティカフェ「KNOT」～  
丹波地域で権利擁護活動を展開  
～特定非営利活動法人ウイズ・ユー～

P10 ひょうごの福祉NOW

P12 インフォメーション

2016  
**8**  
No.786

8月は「人権文化をすすめる  
県民運動推進強調月間」だよ!



この機関紙は赤い羽根共同募金配分金により発行しています。

宝塚市

宝塚大劇場



# 障害者差別解消法が 私たちに問うもの

## ～認め合い、支え合う「共生社会」に向けて～



平成28年4月1日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」)が施行された。同法では「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の不提供の禁止」が定められている。

今回の特集では、この法律の趣旨をお伝えするとともに、相互理解と対話を通じた、障害のある人もない人も共に暮らせる地域社会づくりについて考える。

### 障害者差別解消法のポイント

#### 当たり前の生活を制限する「社会的障壁」

私たちは、普段の暮らしの中で学び、働き、余暇を楽しんでいる。障害の有無に関わらず、全ての人がさまざまな活動に参加して当然であるし、その機会等は等しく保障されるものである。しかし、障害のある人がいざ社会で活動しようとする、妨げとなる有形無形の社会的障壁(社会的障壁)がある。

社会的障壁には、障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で妨げとなる、通行、利用しにくい施設・設備といった「社会における事物」、利用しにくい「制度」、障害のある人の存在を意識していない慣習や文化などの「慣行」、障害のある人への偏見などの「観念」がある(図1)。これらは社会によって生み出されるものであり、障害のある人に原因があるのではない。

同法では「障害のある人」を、いわゆる障害者手帳の所有者ではなく、

■図1 社会的障壁の具体例

社会における事物	制度	慣行	観念
<b>&lt;具体例&gt;</b> ・ 段差 ・ 難しい言葉 ・ 手話通訳のない講演 ・ 字幕のないテレビ番組 ・ 音の鳴らない信号 ・ 早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明	・ 医療費が高くて必要な医療が受けられない ・ 障害を理由に身内の葬儀に來なくていいと言われる ・ 障害のある人が子ども扱いされること ・ 障害のある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ ・ 障害のある人は結婚や子育てができない		

※具体例は、障害保健福祉研究情報システム(DINF)ウェブサイトより一部抜粋

心身機能の障害と社会的障壁により生活が継続的に困難になっている人と捉えている。

困で、「合理的な配慮」を行わなければならないとしている。国・地方公共団体においては、これが義務付けられており、民間事業者においては努力義務として、自主的な取り組みが求められている。

これらの具体化に向けて、関係大臣は、事業者の適切な対応・判断に資するものとして「対応指針」(ガイドライン)を、行政機関等の長は、職員が遵守すべき服務規律の一端として「対応要領」を作成することとしている。

■図2 障害を理由とした差別禁止の規定(主体別)

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的な配慮の提供
【国・地方公共団体】 ・ 自治体 ・ 公立の病院や教育機関 ・ 独立行政法人	禁止	義務
【民間事業者】 ・ 一般的な企業(お店) ・ 個人事業者 ・ NPO、社会福祉法人	禁止	努力義務

### 差別解消を進めるための協議の場

同法には他にも、「相談体制の整備」、「障害理解のための啓発」、「障害者差別解消支援地域協議会の設置」など、差別解消の促進のための取り組みが位置付けられている。

特に、「障害者差別解消支援地域協議会」は、当事者、行政機関、教育、福祉、医療、保健の関係者や、事業

者などが集まり、相談事例の共有や紛争に至らないための取り組みなどを協議する機能を持つ。兵庫県では、平成28年4月1日現在、3市町で設置され、今後8市でも設置が進められる予定である。

障害のある人たちが生きやすい社会づくりに向けた話し合いの基盤としての役割発揮が期待される。

### 共に生きる社会実現のためのスタートライン

ひょうごセルフヘルプ支援センター  
代表 中田 智恵海 さん

障害者差別解消法は、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」を旨として、「社会的障壁」を取り除こうとしています。日本においても、ようやく、「差別や偏見から自由になれる」そのスタートラインに着いたのだ、と私は感じています。一方で、「不当な差別的取扱い」については「正当な理由なく」という文言が付されており、また、「合理的配慮」についても「実施に伴う負担が過重でないとき」という「お断り」がついています。このことが、「配慮しなくても構わない」ということにつながらないかと心配します。

ともあれ、差別解消を進めていくためには、障害のある人と合理的配慮の提供者が前向きにコミュニケーションを取って調整していくこと、いわゆる「建設的対話」が大切だと考えます。そのためには、個々の生きづらさが個別のではありません、まずはつながり合って声を上げ続けることが肝要です。そして、「全ての人が、障害の有無に関係なく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現」を当支援センターでは目指します。

ひょうごセルフヘルプ支援センターは、病気、障害、依存や嗜癖、マイノリティなど、生きづらさを抱える人々、あるいは制度の外や谷間にある人、社会で孤立する人たちに対して、セルフヘルプグループにつながるよう援助したり、グループの設立・運営を支援する活動を行っています。

### 差別解消法制定の背景

障害を理由とする差別を解消し、社会的障壁を取り除くためには、行政や事業者が対応要領やマニュアルを作るだけではなく、この法律をきっかけに私たちの意識・行動を変えていくことが求められている。ここでは、この法律の背景と取り組みに当たってのキーワード「建設的対話」について確認しておきたい。

#### 障害者権利条約の理念に基づいて

この法律ができた背景には、国連の「障害者権利条約」がある。この条約では、「障害は個人によるものだけでなく、社会の仕組みや環境の不備、配慮不足が生じさせるものである」とし、「障害」は障害者ではなく社会がつくり出しているという考え方が示されている。そして、障害者のあらゆる人権を守り、尊厳の尊重を促進することが目的であり、合理的配慮をしないことは差別になるとしている。

署名国は、批准に向けて関係法の



整備をすることになっており、わが国でも2007年の署名後、一連の法整備、制度改革が進められ、その中で障害者差別解消法は制定された(表1)。

■表1 障害者権利条約批准に向けた関係法の整備

2007年	障害者権利条約 日本署名
2011年	障害者基本法(改正) 障害者への差別禁止や障害者の尊厳と権利保障について規定
2011年	障害者虐待防止法
2012年	障害者総合支援法(改正)
2013年	障害者差別解消法 ※2016年4月1日施行
2013年	障害者雇用促進法(改正) ※2016年4月1日施行
2014年	障害者権利条約 日本批准

キーワードは「建設的対話」

では、障害者差別解消法が定める取り組みを具体的に進める上でのポイントは何か。キーワードは「建設的対話」である。

同法は、今ある社会的障壁に対して、それを取り除くことを定めたものである。そのためには、今、問題となっていることが何なのか、そ

共生社会の実現に向けて

私たちの取り組みの第一歩は「知る」ことから始まる。法律の内容や目指すものを知り、学びや気付きを他者へ伝えることで、理解の輪が広がる。

同時に、社会的障壁に直面している当事者の生活や希望、思いを知ること大切だ。共感する、もしくは自分のことだったら、自分の家族や親しい人だったらと置き換えて考え、合理的配慮を伴った行動へつなげていきたい。

「知る」と同じ様に、社会的障壁が生まれにくい社会をつくることも、共生社会を目指す私たちの重要な課題だ。事が起こった場合にどうするかだけではなく、事が起こらないように、起こりにくくするにはどうすればいいかと「事前」に対応して行くことも忘れてはならない。障害のある人が暮らしやすい社会は、みんなが暮らしやすい社会へとながらざるはずだ。これは「どこでも、誰でも、自由に使えやすさ」という

VOICE

「合理的配慮」を個別支援計画として具体化していく!

兵庫県知的障害者施設協会  
会長 蓬萊 和裕 さん

このたび施行された障害者差別解消法では、事業者に対して、「社会的障壁の除去のために必要かつ合理的な配慮を提供すること」が求められています。この「合理的配慮」については、行政は「法的義務」、民間事業者は「努力義務」とされていますが、社会福祉法人が提供する福祉サービスにおいては、「努力義務」では通用しないと思っています。このため、当協会では、現在、「福祉事業所における合理的配慮」について検討しているところです。

福祉事業所において「合理的配慮」を実現するためには、①標準化された支援(スタンダード)を確立すること、②個別支援計画を作成し、職員間で共有すること、③利用者の同意に基づいた支援を提供すること、④支援の実施を記録し明確化すること、⑤支援の評価の見直し方法を確立すること、そしてこれらを総合化し、提供するサービスの質を向上させていくことです。

私は、この機会に、「施設」という集団を維持するための「配慮」から脱却し、障害を持つ一人一人に対する「合理的配慮」を、個別支援計画という形で具体化していく必要があると考えています。

差別と思われる体験

●黒板の写真を撮る、ボイスレコーダーを使用する等が校則違反となり、許可されなかったこと。

●家の一部が破損しては困ると、車椅子に乗っていることを理由に家を貸してもらえなかったこと。

●役所窓口で「責任が持てない」経験がない「等門前払い」。相談すら受け付けてもらえない。

配慮を受けた体験

●ホテルに宿泊予約した際、車椅子の幅を伝えると、部屋の通路やドアの幅を測定して教えてくれた。

●一人でそば屋に行ったときに、店員が食べやすいようにフォークや小鉢を用意してくれたこと。

●介護者が同性介護を意識してくれたこと。

これは一例であるが、合理的配慮を必要とする時は生活のあらゆる場面において生じる。誰もが生まれながらにして持っている当然の権利を保障するために、どうすればいいのか。相手を思いやり、支え合う行動につなげていくことが大切である。

ユニバーサルデザインの考え方も通じる。

全ての人は平等であり、誰もが人格を尊重されるのは当たり前のことでありながら、障害があることを理由にそれが実現されていない現実が残念ながらある。障害者差別解消法をきっかけに、今一度、相互理解と話し合いの機会を積み重ね、全ての人にに関わることとして「障害」について考えることが求められている。この法律が、認め合い、支え合う共生社会づくりの促進剤となるかどうかは私たち自身の手にかかっているといえるだろう。

※10月号から、障害者の差別解消に向けた県内の機関・団体・自治体の取り組みなどを紹介する予定である。

「障害者差別解消法に関する情報」

- ①兵庫県障害者差別解消相談センター  
平日10時～16時  
※12～13時および年末年始を除く  
TEL 078-3662-3356  
FAX 078-3662-3560
- ②兵庫県ホームページ  
「障害者差別解消法の施行への対応」
- ③合理的配慮等具体例「データ集」  
「合理的配慮サーチャイブ(内閣府)」

障害のある人もない人も、共に暮らせるまちづくりを進めるために

2006年12月、国連で「われわれのことを我々抜きで勝手に決めるな!(Nothing about us without us!)」というスローガンを掲げ、障害者の視点からつくられた障害者権利条約が全会一致で採択されました。この日こそ、障害のある人たちが待ちに待った歴史的瞬間を迎えたのです。この条約の目的は、障害者が社会の一員として尊厳をもって生活することであり、その原則の一つが、障害に基づく差別をなくしていくことです。そして2014年1月、我が国も国内法を整備していく中で、ようやく条約を批准することができたのです。

2016年4月、いよいよ「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律は、障害があってもなくても、誰もが分け隔たられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目的としています。そう、差別をなくし、障害のある人とない人との共生を進めていくという素晴らしいものなのです。その中でも特徴的な事項の一つが、合理的配慮の不提供の禁止です。これは、reasonable accommodationと原文には記されています。要約すると、理にかなった調整(相互の適合関係を深めていく過程)を重ねていくことという意

味で、生きづらさ等を感じている人がどうすれば、その生きづらさを解消していけるかという工夫を積み重ねていくことなのです。それらを進めていくことにより、自然と差別がなくなるということにつながるはずだ。「差別解消」と聞くと難しく、堅いイメージがあるとは思いますが、小さな工夫の積み重ねというふうに捉えていただけたらと思っています。

これからも、障害のある人自身やその家族が、暮らしの中で感じている嫌な思いなどを根気よく発信していくことが大切になっていくのではないかと考えています。「障害者差別解消法」は、差別をしている人を罰する法律ではなく、差別が起こっている状況を少しずつ解決していくための法律なのです。そして、障害のある人もない人も共に暮らせるまちづくりの足掛かりになっていくことを願っています。

兵庫県相談支援ネットワーク代表理事  
社会福祉法人西宮市社会福祉協議会  
障害者総合相談支援センターにしのみや

玉木 幸則 さん





## 住民と共に進める人と人との「縁」づくり ～社協が進める支部活動～

姫路市社協では、地域福祉推進計画で「支えあいの福祉コミュニティづくり」を推進目標に定め、人と人がつながり、生き生きと生活ができる地域づくりを目指している。今回は、その取り組みの基盤となる「社協支部」の活動について紹介する。

### 全地区で支え合い活動を展開

市社協では、昭和30年代からおおむね小学校区ごとに、自治会や婦人会、民生委員・児童委員等で構成される「社協支部」の設置を進めてきた。現在、全71地区に支部が組織されている。

特徴的なのは、一人暮らしの高齢者を対象にした「ふれあい食事サービス事業」や、見守りが必要な世帯への「ふれあいネットワーク事業」、就学前の子どもとその保護者が集える場をつくる「子育て支援事業」が支部の基本事業として行われていることである。

その背景には、市社協が小地域における課題の早期発見や支え合いを進めるために、支部の基本事業を定めた要綱を作成するとともに、各支部の小地域福祉活動計画づくりの支援や支部活動記録集の作成、支部長会議での実践報告等を通じ、活動の普及に積極的に取り組んできたことが大きい。



社協支部長会議での活動実践報告

### 全ての住民がつながる場を広げる

平成25年度から、市社協は支部の基本事業に「ふれあいサロン事業」を新たに加えた。

それまでは、主に高齢者や子どもといったように対象別で取り組まれていたが、ふれあいサロン事業は「子どもから高齢者まで、全ての住民」が対象となっている。

市社協の田村昭彦地域福祉課長は、「今、地域では、対象別でなく、全ての住民のつながりが求められている。サロン活動を支えることで、近所の『縁』を生かした見守りや支え合いをさらに進めたい」と語る。

現在、各支部では、サロンの回数を増やしたり、旧幼稚園を活用した拠点づくりを進めている。さらには、支部のメンバーが独自にボランティアを結成し、遠方の人たちのために通いやすい場所でサロンを開催する等、地域の実情に応じた多様な取り組みが広がりつつある。

今年度、市社協ではサロンをテーマにした社協支部ブロック会議を予定するなど、全支部での普及に力を入れている。

今後、支部活動のさらなる充実を通して、地域を基盤に全ての住民を対象とした支え合いの体制づくりに期待したい。



子どもから高齢者までが集うサロン

### 取材を終えて

「地縁組織が弱くなる中で、全ての支部の基盤が崩れずに、地道に活動が続いている。そのことが何よりの強み」と語る田村課長。

このような取り組みの継続こそが、地域の底力になることを実感されている言葉が印象的でした。

### 理事長から 姫路市社会福祉協議会 理事長 飯島 義雄

姫路市社協では、「地域の福祉力を高め、生涯の幸せづくりを約束する福祉コミュニティづくり」を掲げた、地域福祉推進計画を策定し、事業を展開しています。

社協支部活動を始めた顔に見える関係づくり、地域とのつながりづくりは、平時はもちろん、災害が発生した際の住民同士の安否確認や、災害からの復興の際にも大きな力となるものと考えます。

これからも、全ての住民が、地域生活において、孤立・孤独から解消され、生きがいや人との関わりが持てるよう、「縁」をつなぐ地域福祉活動を推進していきます。



「ストップ・ザ・無縁社会」  
広がれ! 全県キャンペーン  
<http://stop-muen.jp>

「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーンの最新情報や、支え合いのメッセージをお伝えします。

## TOPICS

### 全県キャンペーンの総会を開催します!

価値観の多様化や経済情勢の変化などが重なり合い、孤立死、虐待、限界集落など、社会から孤立していく人が急速に増え「無縁社会」と呼ばれた衝撃から6年。

この社会状況を、私たち一人一人が問い直し、お互いの存在を認め合い、そして人と人がつながり、支え合える社会の実現に向け、広く県民の皆さまに呼び掛けるべく、平成24年より展開している「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーン推進協議会の総会を開催します。

日時 平成28年9月7日(水) 12:40～13:05

会場 神戸芸術センター 芸術劇場

今年は、総会后、引き続き社会福祉夏季大学も開催されます。皆さまのご参加をお待ちしています!

### キャンペーン協賛事業 これからの暮らしとコミュニティを育むために ～「第55回社会福祉夏季大学」開催!～

日時 平成28年9月7日(水) 13:10～16:30

会場 神戸芸術センター 芸術劇場

対象 地域福祉に関心のある人 定員 500人 参加費 3,000円(学生無料)

内容 13:10～ 開会

13:15～14:30 記念講演

「『がんばらない』けど『あきらめない』

～いのちと暮らしを支える地域へ～」

鎌田 實さん(医師・作家)

14:45～16:30 パネルディスカッション

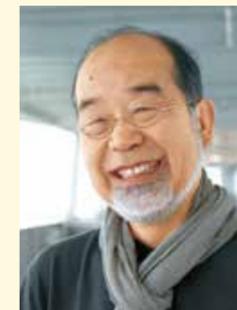
「『ほうっておけない』からはじまる実践、まちづくりへ」

●パネリスト 青河自治振興会 会長 岩崎 積さん(広島県)

NPO法人愛逢 理事長 海士 美雪さん(尼崎市)

(福)一麦会 理事 柏木 克之さん(和歌山県)

●コーディネーター 桃山学院大学社会学部 教授 松端 克文さん



少子・高齢化が進み人口減少社会となる中、家族・職場・地域でのつながりの有様も変化し、私たちの生活を支えるコミュニティの存続も危惧されています。介護保険制度などでも専門機関等と住民の連携と支え合いが掲げられ、厚生労働省内に対策本部が設置されるなど「地域共生社会」づくりに向けた施策が急速に展開されようとしています。

第55回目となる社会福祉夏季大学では、このような情勢を踏まえながら、「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーンの一環として、これからの福祉社会づくりの方向性を共有する機会として開催します。

開催要綱等は、本会ホームページに掲載しますので、多くの方のご参加をお待ちしています。

篠山市と丹波市を活動範囲としている特定非営利活動法人ウィズ・ユー(以下、「ウィズ・ユー」)。身近な地域の専門職が協力して平成27年12月に設立したんだ。

高齢者や障害者が「自分らしく暮らし続ける」ことができるよう、権利擁護の活動を展開しているよ。

## みんなでつくる ひょうごの福祉

地域で支え合い、  
地域を元気にする  
取り組みを紹介します。



コミュニティカフェ「KNOT」は、加古川市の吉田正巳さんが自宅の庭を解放し、若年性認知症の当事者が自分らしく楽しめる場として平成27年4月に開設したよ。  
多くの人が集まり、認知症の人も家族も地域住民も気軽に参加・交流し、つながりを深めているよ。



権利擁護の活動を行政と連携して展開  
右端から酒井篠山市長、馬場副理事長、前田理事長、平野副市長

**専門性と継続性、ネットワークが強い**  
「丹波地域でも高齢者や障害者が巻き込まれる権利侵害が実際に発生している。専門的な支援を担う組織が必要だった」と副理事長の馬場民生弁護士は設立の背景を話す。  
ウィズ・ユーでは、詐欺被害や消費者被害、虐待などの権利侵害や福祉サービスの利用に関する相談に応じる。スタッフは、丹波地域で活動する弁護士、司法書士、社会福祉士で、定期的に相談会も開催している。  
「権利擁護や成年後見制度に精通した高い専門性と中長期にわたる継続的な支援、そして広域のネットワークが組織の強み」と理事長で篠山市社協事務局長の前田公幸さんは語る。

## 丹波地域で 権利擁護活動を展開

～特定非営利活動法人ウィズ・ユー～

強みを生かして、法律・福祉の専門的な立場で篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンターの運営をバックアップするほか、権利擁護支援者養成講座へスタッフの弁護士、社会福祉士等を派遣するなど、自治体や社協とも連携しながら丹波地域で根付いた活動を展開している。  
また、7月から篠山市社協と連携して「権利擁護おでかけ教室」も開始。テキスト「権利擁護」のわかりやすいお話しを新たに作成した。地域の老人会や介護支援専門員の会合などに出向き、消費者被害や詐欺被害の実例を交えて権利擁護に関する説明を行う。そして自分らしく暮らし続けるための制度として成年後見制度も紹介している。



座談会形式で権利擁護の理解を深める

### 取材を終えて

自治体、社協、関係者と連携・協働しながら住民の支援に取り組むウィズ・ユー。特に法人後見は、丹波地域の支援体制に欠かせない取り組みで大きな期待が寄せられています。

特定非営利活動法人ウィズ・ユー  
丹波市柏原町柏原185 丹有法律事務所内  
TEL 0795-78-9234

## 認知症の人や家族だけでなく、 さまざまな人が交流を楽しむ場

～コミュニティカフェ「KNOT」～

「参加者が自分たちで考えて実行することが、楽しさとなり自信へとつながる。そう感じられる場であれば自分たちの居場所である」と思い、次も来たいという気持ちになってもらえる」と吉田さんは話す。  
その言葉にもあるとおり、参加者それぞれが、主体となって自分のできることを、やりたいことへ積極的に

### 参加者自身が主役

KNOTでは誰が認知症の当事者で、誰がボランティアであるかなど見分けがつかない。料理が好きな人は料理を振る舞い、みんなの元へ料理を運ぶ。またある人は、ハーモニカを吹き、みんなを楽しませている。



「KNOT」は、毎月第4日曜日11:00～13:00に開催

### 取材を終えて

運営には数名の介護施設職員やボランティアが関わっているが、あくまで主役は参加者。運営者が何をするかを決めるのではなく、参加者が決めているところからも、参加者の主体性を重んじる吉田さんの強い思いが伝わってきました。

コミュニティカフェ「KNOT」  
加古川市  
TEL 090-8988-9646



多くの参加者が楽しんでいる様子

取り組むとともに、楽しむことができる場となっているのである。

3部会で  
政策提言を議論！

県社協では、7月5～11日に福祉事業推進部会・地域福祉推進部会・権利擁護部会を開催した。

当日は、平成29年度兵庫県社会福祉政策への提言に関する内容について議論するとともに、県社協中期計画「2020年計画」に基づい

て実施する重点事業や今後想定される重点課題等を協議した。

今回の政策提言は、市町社協、施設種別協議会、福祉団体等から寄せられた提言項目を、6つの重点提言と福祉関係団体等からの提言として取りまとめた。

また、6月に消費税率10%への引上げが再延期されることとなったため、財源不足による社会保障・社会福

【各部会で出された意見】

○福祉事業推進部会(7月5日)

- ・福祉人材の確保については、現場では深刻な問題である。もっと緊急性を訴えるべきである。
- ・人材確保とともに、人材の定着、離職をしなくても済む現場にしていく方法も併せて考えていくべきではないか。
- ・災害時の福祉避難所の協定については、熊本地震で当該市町だけでなく隣接する市町とも協定を結んでおいた方が良かったという声があった。災害時は、当該市町だけでなく、広域的に考える必要がある。

○地域福祉推進部会(7月6日)

- ・市町社協にとっては、生活困窮者自立支援事業などの事業委託が進められる現状において財政基盤強化が現実的な課題である。「財政支援」を前面に出して県へ提言してほしい。
- ・「新しい総合事業」において設置される協議体は、地縁団体だけでなく、視野を広げて生協や企業、当事者団体など多様な団体の参加を得ていく必要がある。
- ・福祉避難所については、やはりコーディネーターの存在が大きい。大きな災害が積み重なり、生協なども全国組織として動いている中で、企業や他の団体の中にボランティアコーディネーター的な人材を育成していくことが大事である。

○権利擁護部会(7月11日)

- ・障害は千差万別なので、その人にあつた合理的配慮が必要になる。お互いが認識し合うことが大切である。
- ・災害時は、障害者など要援護者への情報伝達に対する支援が必要である。
- ・福祉避難所の指定に関わらず、福祉事業所は災害が起きればその機能を求められることがある。小規模の事業所においても福祉避難所として機能するための備蓄と避難設備の助成が必要である。

第1回福祉の就職  
総合フェアを開催

6月19日、神戸国際展示場3号館で「第1回福祉の就職総合フェア in HYOGO」を開催した。

当日は、近年の福祉人材不足を背景に、多くの県内事業所等から出展希望があり、171のブースを設置。福祉の仕事に興味・関心を持つ約500人の学生・一般求職者が来場した。

各ブースでは、映像やグッズなどを用いて施設のPRと仕事の説明等が行われた。求職者は、採用担当者に処遇面や事業所の将来、ビジョン等について質問するなど積極的に情報を収集した。

並行して「福祉の就職ガイド」も実施。高齢者福祉施設で働く職員から「福祉の仕事のやりがい」や「就職にあたっての心構え」等の話がなされ、参加者は熱心に聞き入っていた。

今後は、8～10月にかけて就職説明会を姫路・尼崎・神戸の各地域で開催するほか、平成29年3月に神戸市内で第2回就職総合フェアを開催する予定である。

さらに、福祉人材センターでは求職者向けの「福祉体験学習」や「福祉のしごと職場見学ツアー」などを実施し、福祉人材の安定的な確保を図っていく。



ブースで熱心に  
担当者の話を聞く求職者たち

兵庫県福祉人材センター  
Facebookはじめました

きっと  
見つかる



社制度への影響が懸念されることや、大型補正が予定されることから、急遽、「国への緊急提言」として財源確保を求める提言を追加で盛り込むこととした。

今後、8月の県知事、県議会議長への提言活動を皮切りに、県当局、県議会各会派、市長会等の市町関係団体等に対して提言活動を展開していく予定だ。

【国への緊急提言】

1 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保

【6つの重点提言】

- 1 地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備
- 2 関係機関の連携による生活困窮者自立支援の推進
- 3 地域における権利擁護体制の構築と差別解消の推進
- 4 福祉人材の確保・定着・育成対策の強化
- 5 社会福祉法人の基盤強化と「地域における公益的な取組」の全体的推進
- 6 災害時の支援体制の強化

平成28年熊本地震被災地支援活動レポート

発災から3カ月が経過し、熊本県内で避難所生活を送る人は4501人(7月14日現在)。仮設住宅の建設、入居が進んでいる。兵庫県社協と県内市町社協は、近畿ブロックとの連携の下、4月27日から7月21日まで延べ71人の職員を西原村へ派遣。

西原村では、住宅の解体に家財道具の仕分けや、雨対策も必要のため、今後は「復興支援災害ボランティアセンター」を運営し生活支援機能の強化を図る。地域支援合いセンターの生活相談支援員の養成・配置などが急務だ。

災害ボランティアセンターの運営支援を始め、福祉避難所の運営支援、村社協職員との訪問調査、仮設住宅の要援護世帯訪問とサロン立ち上げ等を支援してきた。

熊本地震共同支援ネットワークも含め現地への継続的な職員派遣は一区切りとなったが、ボランティアバスや義援金活動など、今後も県内各地で支援活動は続く。

◎引き続き募集中!! (期間延長のお知らせ)

平成28年熊本地震災害兵庫県義援金
兵庫県、県議会、県地方4団体、県社協ほか
募集期間:平成28年12月31日(土)まで
口座名義(共通):「平成28年熊本地震災害兵庫県義援金」
①三井住友銀行 神戸公務部(普通) 3052755
②兵庫県信用農業協同組合連合会 本店(普通) 0014208
③みなと銀行 本店営業部(普通)1929443
④但馬銀行 神戸支店(普通) 9831681
⑤ゆうちょ銀行 00940-9-332293
平成28年熊本地震義援金
中央共同募金会
募集期間:平成29年3月31日(金)まで
①三井住友銀行 東京公務部(普通) 0162585 〔(福)中央共同募金会熊本地震義援金〕
②りそな銀行 東京公務部(普通) 0124323 〔(福)中央共同募金会〕
③三井住友信託銀行 本店営業部(普通) 0180014 〔(福)中央共同募金会〕
振込手数料や受け付け後の取り扱いなど、詳しくは県社協ホームページ「災害救援活動情報」をご覧ください。

福祉の就職説明会  
in HYOGO  
姫路・尼崎・神戸で  
開催!

福祉関係事業所と求職者の面談の場を設け、福祉の仕事への理解を促す機会として、左記の日程で「福祉の就職説明会」を開催する。事前の申し込みは不要で、参加費無料。複数会場への参加も可能。ぜひ、ご来場ください。

名称	開催日	会場
姫路会場	平成28年 8月31日(水) 13:00~16:00	ホテル日航姫路 光琳の間
尼崎会場	平成28年 9月10日(土) 13:00~16:00	尼崎市中小企業センター 1階ホール
神戸会場	平成28年10月10日(月・祝) 13:00~16:00	神戸サンボホール 1階

\*最新情報は兵庫県福祉人材センターのホームページ  
(http://www.hyogo-wel.or.jp/work/)およびFacebookにて発信!

助成金情報

福祉活動等に対する助成金の情報です。詳細は、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。

公益財団法人神戸やまぶき財団  
第8回平成28年度(前期)社会福祉助成金

兵庫県内に居所のある障害者および要保護児童を対象にした社会福祉関連施設(社会福祉法人・医療法人・特定非営利活動法人・任意団体等)に助成します。

**対象** 原則1年以上の継続的な活動実績があり、組織的な活動を行っている非営利法人・団体の①施設の増改築および施設で使用する設備・備品の購入②施設での送迎、または事業目的に使われる車両購入③団体・ボランティアグループ等が行う地域密着型の社会福祉活動等

**助成額** 上限150万円～600万円(総額約2,000万円～8,000万円)

**締切り** 平成28年8月31日(水)消印有効  
☎ ☑ 公益財団法人神戸やまぶき財団  
TEL 078-734-6120

**URL** <http://www.kobe-yamabuki.or.jp/>

公益財団法人大阪ガスグループ福祉財団  
高齢者福祉助成

活力あふれる長寿社会を実現するため、助成を行います。

**対象** 高齢者を対象とする地域福祉活動や高齢者自身の社会参加活動あるいはそれを支援する活動等で、兵庫県、神戸市等の社会福祉協議会の推薦を受けた活動 ※法人格の有無は不問

**助成額** 1件上限25万円(総額1,150万円)  
**締切り** 平成28年8月31日(水)必着  
☎ 公益財団法人大阪ガスグループ福祉財団  
TEL 06-6205-4686

☑ 上記の各社会福祉協議会  
**URL** <http://www.osakagas.co.jp/company/efforts/fukushi/>

公益財団法人大和証券福祉財団  
平成28年度第23回ボランティア活動助成

高齢者、障害児者、児童等への支援活動およびその他、社会的意義の高いボランティア活動に助成します。

**対象** 活動している会員数が5人以上の団体・グループ(任意団体、NPO法人、財団法人、社団法人、大学のサークル等) ※法人格の有無や活動実績は不問

**助成額** 1件上限30万円(総額3,500万円)

**締切り** 平成28年9月15日(木)消印有効  
☎ ☑ 公益財団法人大和証券福祉財団  
TEL 03-5555-4640  
**URL** <http://www.daiwa-grp.jp/>

募集

障害者差別と人権問題を考える政策  
プレゼンテーション・コンテスト

学生の皆さんから普段障害者について考えていることやこれまでの研究成果などを募集します。

**対象** 兵庫県内に在住または在学する高校生・大学生・大学院生 ※個人・グループどちらでも可

**募集テーマ** 障害者差別と障害者の人権問題についての政策提案(どちらかに特化した内容でも可)

**締切り** 平成28年9月2日(金)必着  
☎ ☑ 兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課  
TEL 078-362-9104  
**URL** <http://web.pref.hyogo.jp/>

心の輪を広げる体験作文

今年4月からの「障害者差別解消法」の施行に伴い、特に青少年を対象に障害のある人への理解を促進するため、「心の輪を広げる体験作文」を募集します。

**対象** 兵庫県内(神戸市を除く)に在住または在学する小学生以上の者(特別支援学校の小学部、中学部および高等部の児童生徒を含む)

**締切り** 平成28年9月8日(木)必着  
☎ ☑ 兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課  
TEL 078-362-3192  
**URL** <http://web.pref.hyogo.jp/>

行事予定

- 8月 2日 福祉人財育成セミナー◆県民会館
- 3日 前頭側頭型認知症家族交流会◆県福祉センター
- 5日 会計実務担当者研修基礎編◆県社会福祉研修所  
福祉のしごと職場見学バスツアー(第1回)◆和生園・あさがおホール
- 7日 若年性認知症啓発フォーラム◆三宮研修センター
- 8日 社会福祉援助基礎研修 Aコース②◆県社会福祉研修所

- 9日 相談面接技術職員研修 中級・Aコース②◆関西学院大学
- 10日 相談面接技術職員研修 中級・Bコース②◆関西学院大学  
保育リーダーゼミナール②◆県社会福祉研修所
- 19日 福祉のしごと職場見学バスツアー(第2回)◆ホーリーツリー西部・梅香園
- 22・23日 地域福祉基礎研修◆県福祉センター
- 26日 第3回県内社協事務局長会議◆県福祉センター  
職場研修プレセミナー(姫路)◆国際交流センターイーグレス姫路
- 31日 福祉の就職説明会(姫路会場)◆ホテル日航姫路
- 9月 2日 コミュニティワーク専門研修◆県社会福祉研修所  
福祉のしごと職場見学バスツアー(第3回)◆北摂三田福祉の里・ふじの里
- 7日 市町社協活動推進協議会総会◆神戸芸術センター  
「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーン推進協議会 総会◆神戸芸術センター  
第5回社会福祉夏季大学◆神戸芸術センター
- 8日 保育リーダーゼミナール③◆県社会福祉研修所
- 10日 福祉の就職説明会(尼崎会場)◆尼崎市中小企業センター
- 13日 新任職員ステップアップ研修 Aコース◆県社会福祉研修所
- 16日 職場研修プレセミナー(西宮)◆西宮市民会館  
福祉のしごと職場見学バスツアー(第4回)◆あわじ荘・ほほえみ
- 23日 新任職員OJT担当者研修(実践編)①◆県社会福祉研修所
- 27日 新任職員ステップアップ研修 Bコース◆県社会福祉研修所  
第1回中間支援団体ネットワーク意見交換会◆ボランティアプラザセミナー室
- 29日 県社協第244回理事会・第189回評議員会◆県福祉センター
- 30日 日常生活自立支援事業 新任生活支援員研修◆県福祉センター



あなたに一番近いお医者さんです

小さいけれどしっかりサポート  
白石の救急箱・常備薬

■事業内容

全国の健康保険組合、共済組合への医薬品の販売・医薬部外品及び化粧品の販売・嗜好飲料及び栄養食品の販売・計量器、医療器具、医療機器、衛生材料、記念品、スポーツ用品などの販売健康サポート推進事業

白石薬品株式会社

〒567-0005 大阪府茨木市五日市1丁目10番33号  
TEL072-622-8500 FAX072-622-8510  
大阪支社 TEL072-961-7471  
札幌営業所 TEL011-860-7123  
名古屋出張所 TEL052-757-5552  
東京支社 TEL03-5827-4614  
九州出張所 TEL092-741-8952  
東京物流センター TEL03-6808-4610